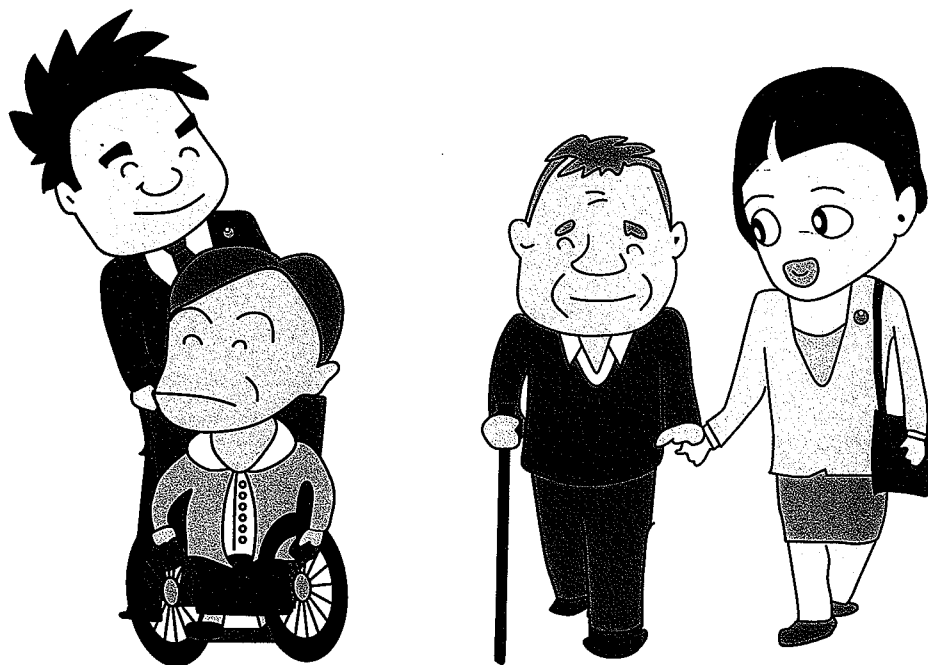


誰に託しますか？あなたの老後



せいねんこうけんせいど

成年後見制度



成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害等で判断能力が不十分な方々が、いろいろな手続きや契約をするときに、不利な契約を結ばないように支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。

成年後見制度には、すでに判断能力が低下している方のための法定後見制度と判断能力が低下する前に自分で準備しておく任意後見制度があります。

中国税理士会

成年後見制度には2つの制度があります

本人の判断能力が著しく低下した場合

将来の不安に備えて契約を

任意後見制度

遺言

遺言貯金や不動産など財産の管理
 自分分の意思を尊重した遺産分割の実行
 啓介護・福祉・医療サービスなどの利用手続など

今は元気だけど将来が不安だから...
 そうだ!! 税理士さんに相談しよう!

まずは、公正証書で任意後見の契約・登記をしましょう
 家族や親しい友人などのほか、私たち税理士も代理人になることができます。

任意後見契約公正証書作成手数料 11,000円
任意後見登記手数料 1,400円
登記簿手数料 4,000円
公正証書の謄本 1枚ごとに250円
郵送料 実費

※代理人には、契約で定めた報酬を支払う必要があります。
 契約内容は自由に関税に決めることができ、登記をするので安心です。

このころはおばあちゃん少し様子がおかしいな

あんなに賢い

どう?

後見の開始

これで安心だわ

家庭裁判所に申立てをして任意後見監督人を選任してもらいましょう

申立手数料 1件800円の収入印紙
登記手数料 上限4,000円の登記印紙
通達費 実費



後見登記制度により、禁治産などの身分が戸籍に記載されなくなり、個人のプライバシーも保護されます。

本人の判断能力が著しく低下した場合

家庭裁判所に申立てを

法定後見制度

補助 判断能力が不十分な方
 保佐 判断能力が著しく不十分な方
 後見 判断能力が欠けている常況にある方

補助人	補助人
保佐人	保佐人
後見人	成年後見人

税理士さんに相談してみようかしら

どうも!!

どうも!!

どうも!!

どうも!!

家庭裁判所で申立てをして、成年後見人等を選任してもらいましょう
 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長などが申立てをすることができます。

申立手数料 1件800円の収入印紙
登記手数料 上限4,000円の登記印紙
通達費 実費

その他に鑑定費用などが必要です。

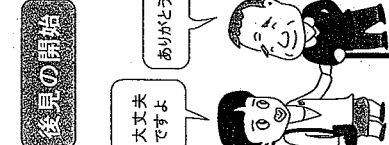
後見の開始

大丈夫ですよ

ありがとうございます

家庭裁判所

選任 成年後見人、成年後見監督人等の選任



中国税理士会は、家庭裁判所に成年後見人の推薦者名簿を提出しています。

Q&A

成年後見制度についてよくわかるQ&A

成年後見制度には2つの制度があります

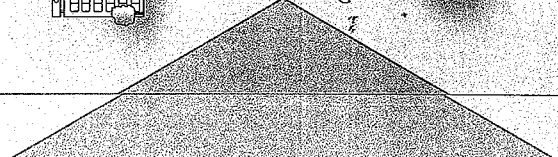
本人に判断能力がある場合

将来の不安に備えて契約を

任意後見制度

遺言

■ 預貯金や不動産など財産の管理
 ■ 自分の意思を尊重した遺産分割の実行
 ■ 介護・福祉・医療サービスの利用手続など



Q1

A

賃貸マンションを所有していますが、高齢のため、維持管理に不安があります。

将来、判断能力が低下したときのために、「任意後見契約」と「任意後見契約」を結びます。その契約が発効するまでの間は、税理士と財産管理契約を結び、集金等の管理業務を依頼すれば不安は解消します。



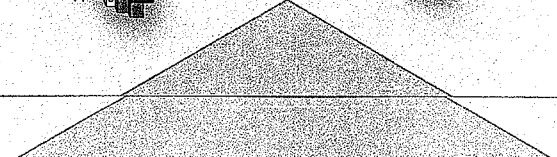
本人の判断能力が衰えている場合

家庭裁判所に申立てを

法定後見制度

本人の判断能力	
補助	判断能力が不十分な方
保佐	判断能力が著しく不十分な方
後見	判断能力が欠けている常態にある方

補助人
保佐人
成年後見人



Q3

A

おばあちゃんが訪問販売で高額商品を買わされて困っています。認知症が進んだ場合、どうすればいいのでしょうか。

家庭裁判所から補助人や保佐人の選任を受け、高額商品を買う場合に補助人や保佐人の同意がいるようにしておけば、あとから契約を取消すことができます。



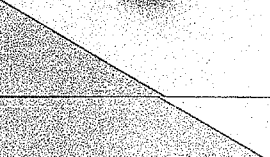
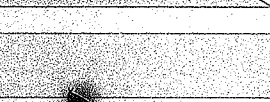
本人の判断能力が衰えている場合

家庭裁判所に申立てを

法定後見制度

本人の判断能力	
補助	判断能力が不十分な方
保佐	判断能力が著しく不十分な方
後見	判断能力が欠けている常態にある方

補助人
保佐人
成年後見人

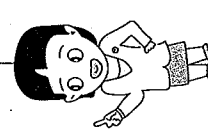


Q4

A

知的障害がある成人した子どもがいますが、自分が高齢になったときや死亡したときに、子どもの世話をしてくれる人がいるのか不安を感じています。

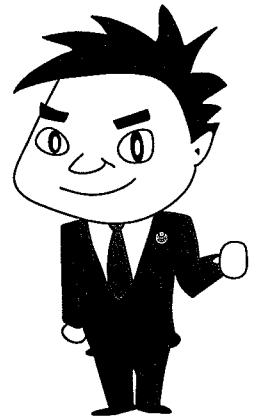
子どもさんの法定後見の申立てをします。あなたが成年後見人に選任されておけば、万が一のときも家庭裁判所から、新たに成年後見人が選任され、財産管理や身の回りの世話を支拂してもらうことができます。



税理士は財産管理の専門家です



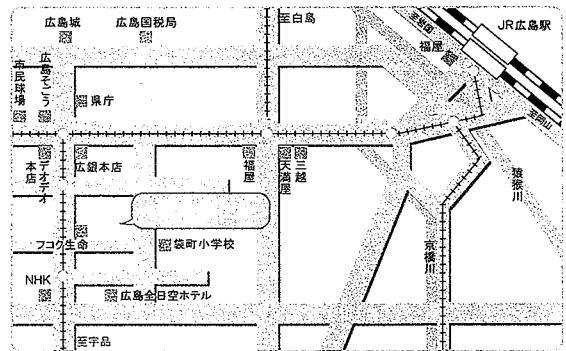
私たち税理士は、事業を営む方の税や経営に関し、また、個人の方々の資産管理などのお手伝いしております。その豊富な経験を活かして、あなたの貴重な財産の保全と適切な管理をいたします。財産管理のことは私たちにご相談下さい。



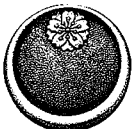
中国税理士会 支部

広島	広島東・広島西・広島南・広島北・海田・西条・廿日市・広島県北部・呉・竹原・尾道・三原・福山・府中
山口	岩国・柳井・徳山・光・山口・防府・長門・萩・厚狭・宇部・下関
岡山	岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸・玉野・児島・倉敷・玉島・笠岡・高梁・新見・久世・津山
鳥取	鳥取・倉吉・米子
島根	松江・出雲・石見大田・浜田・益田

中国税理士会 案内図



■広島バスセンターから徒歩約10分。JR広島駅からタクシーで約10分。
■袋町電停から徒歩約1分。



中国税理士会

<http://www.chuzei.or.jp/>

〒730-0036 広島市中区袋町4番15号

TEL 082-246-0088 (代) FAX 082-245-8377